

障害の 程 度	障 害 の 状 態	
	国民年金法施行令別表（新法）	厚生年金保険法別表（旧法）
二             級	両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの	両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、且つ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの
	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの	両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの
	平衡機能に著しい障害を有するもの	
	そしやくの機能を欠くもの	
	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの	咀嚼又は言語の機能を廃したもの
	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの	
	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のすべての指の用を廃したもの
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢の用を全く廃したもの
	一上肢のすべての指を欠くもの	一上肢を腕関節以上で失つたもの
	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	
	両下肢のすべての指を欠くもの	両下肢のすべての足ゆびを失つたもの 両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
	一下肢の機能に著しい障害を有するもの	一下肢の用を全く廃したもの
	一下肢を足関節以上で欠くもの	一下肢を足関節以上で失つたもの
	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	脊柱の機能に高度の障害を残すもの

	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの
	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
		傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの

※ 障害厚生年金（新法）の1級及び2級の障害の状態は、それぞれ国民年金法（新法）施行令別表に定める1級及び2級の障害の状態とされている。

(参考) 対象として規定するための条件 (第3回検討会資料より)

- (1) 原因となる傷病名は特定せずに増進した障害の状態で規定すること
- (2) 急激に障害の程度が増進したこと、また、個人ごとの状態を評価しなくても増進したことが明らかであること
- (3) 障害の固定が認められること (永続的に固定する症状のみでなく、一定程度症状の固定が認められ、その後改善する可能性もあるものの基本的には症状の改善が期待されないものも含む)  
※障害が固定したかどうか不明確なものについては、一定程度の経過期間を定めることが必要
- (4) 精神の障害でないこと
- (5) 厚生労働省、日本年金機構、請求者など、判断する者によって結果が異なることのないよう、明確な要件であること
- (6) 一定期間、安定的に適用できるような判断基準であること
- (7) 法令上、紛れなく規定することができること